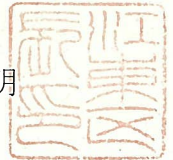


3江福福第1230号
令和3年8月6日

社会福祉法人江東区社会福祉協議会
会長 山崎 孝明 様

江東区長 山崎 孝明



税額控除に係る証明書

貴法人が租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項に規定する要件を
満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

令和3年10月21日から令和8年10月20日まで